

【様式第11（その4の1） 実施報告書（車両） 記載内容】

※ 車台番号ごとに作成（注1）

- ① 補助対象車両使用者： ・ 導入車両車検証上の「使用者の氏名又は名称」事業者名を記載  
 ・ 個人事業者申請（個人名申請）の場合、車検証上の所有者名（個人名）を記載  
 ・ リース会社申請の場合、貸渡し先名を記載

- ② 営業所名： 補助対象車両が導入された**営業所名**を記載  
 ③ 営業所位置（使用本拠の位置・住所）： 補助対象車両の**車検証上の「使用の本拠の位置」**を記載  
 ※②③ 完了実績報告書には必ず「**営業所名**」、「**営業所位置（使用の本拠の位置・住所）**」を記載

※交付申請時に「**営業所名**」「**営業所位置（使用の本拠の位置・住所）**」を記載し、完了実績報告時に異なる場合は「**様式第5計画変更承認申請書**」により**変更届**の提出が必要  
 但し、交付申請時に**営業所名**、**営業所位置**を「**空欄（ブランク）**」又は「**未定**」としている場合を除く

- ④ 種類： 注3 補助対象車両の箇所の左欄に○を記載  
 ⑤ 区分： 注4 補助対象車両の箇所の左欄に○を記載  
 ⑥ 登録番号： 補助対象車両の「登録番号」（車両番号）を記載（車検証記載のもの）  
 ⑦ 車台番号： 補助対象車両の「車台番号」を記載（車検証記載のもの）  
 ⑧ 車名： 注5「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている車名を記入  
 ⑨ 通称名： 注5「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている通称名を記入  
 ⑩ 型式： 注5「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている型式を記入  
 ⑪ バッテリーサイズ等： 注6 バッテリーサイズ等で基準額が異なる場合は記入  
 ⑫ 抵当権の有無： 抵当権の「有」「無」のどちらかの左欄に○を記載  
 ⑬ 補助事業完了日： 注7 補助対象車両の登録日（新規登録車検証、新規検査車検証の登録年月日）

※金額は全て消費税抜きの額を記載してください

- ⑭ (1)補助対象経費（補助対象車両価格）：注8 車両の登録等にかかる諸経費、消費税、下取り金額は含まない  
**補助対象経費：「導入車両（予定）の車両本体価格(a) + 「付属品(オプション)(b)」 — 「(a)+(b)の合計にかかる値引額」（諸経費、消費税は除く）」**  
 ⑮ (2) 寄付金その他の収入：対象車両導入時に「**寄付金**」や「**その他の収入**」（地方自治体の補助等）があった場合その金額を記載 寄付金その他の収入がなければ「0」を記載（商用車等の電動化促進事業の補助額は含めない）  
 ⑯ (3) 補助対象経費支出額（(1)-(2)）：「(1) 補助対象経費 — (2) 寄付金その他の収入」の金額を記載  
 ⑰ (4) 基準額：注9 「事前登録された補助対象車両情報」に記載された基準額を記載  
 ⑱ (5) 値引額：注10 値引額については、購入する車両メーカー・販売店に確認し記載する。値引がない場合は0円と記載する。値引がない場合は0円と記載する  
**（値引額とは、事前に登録された車両本体価格から補助対象経費を減じた額とする）**  
 ⑲ (6) 値引額×係数：注11 係数は次の通りとする 電気自動車：2/3、プラグインハイブリッド自動車：1/2、燃料電池自動車又は水素内燃燃機型自動車：3/4  
**（6）値引額×係数の欄で円未満を切り捨てた金額を記載（（値引額×2）÷3）**  
 ⑳ (7) 基準額－（値引額×係数）（(4)－(6)）：注12 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする  
 ㉑ (8) 補助金交付申請額の算定（3）と（7）を比較して少ない方の額：（3）が少ない場合1,000円未満を切り捨て記載  
 ㉒ (9) 補助金交付決定額（交付決定時の額）：1台ごとの申請となりますので、交付決定通知書に記載された交付決定額のうち、**申請車両1台分の交付決定額**を記載  
 ㉓ (10) 補助金交付申請額（8）と（9）を比較して少ない方の額を記載

様式第11（その4の1）

令和7年度補正予算 商用車等の電動化促進事業(トラック)実施報告書(車両) (車台番号ごとに提出)<sup>注1</sup>

補助対象車両使用者 (リースの場合は貸渡し先)	事業者名又は個人 の場合は氏名 <sup>注2</sup>	①		
営業所名	②			
営業所位置(使用本拠の位置・住所)	③			
補助対象	種類 <sup>注3</sup>	BEV	PHEV	FCV
	区分 <sup>注4</sup>	軽自動車(バン)	軽自動車(トラック)	トラック
車両	登録番号	⑥		
	車台番号	⑦		
	車名 <sup>注5</sup>	⑧		
	通称名 <sup>注5</sup>	⑨		
	型式 <sup>注5</sup>	⑩		
	バッテリーサイズ <sup>注6</sup>	⑪		
	抵当権の有無 <sup>注7</sup>	有	無	
	補助事業完了日 <sup>注7</sup>	⑬ 令和 年 月 日		
補助金交付申請額(1台分)		金額		
(1)補助対象経費(補助対象車両価格) <sup>注8</sup>	税抜き	⑭	円	
(2) 寄付金その他の収入	税抜き	⑮	円	
(3) 補助対象経費支出額((1)-(2))		⑯	円	
(4) 基準額 <sup>注9</sup>		⑰	円	
(5) 値引額 <sup>注10</sup>	税抜き	⑱	円	
(6) 値引額 × 係数 <sup>注11</sup>	円未満切り捨て	⑲	円	
(7) 基準額－(値引額×係数) ((4)-(6)) <sup>注12</sup>	1,000円未満の端数切り捨て	⑳	円	
(8) 補助金交付対象額の算定 (3)と(7)を比較して少ない方の額 <sup>注13</sup>		㉑	円	
(9) 補助金交付決定額(交付決定時の額)	交付決定額のうち申請車両1台分の交付決定額	㉒	円	
(10) 補助金交付申請額 (8)と(9)を比較して少ない方の額		㉓	円	

注1 車台番号ごとに本様式(様式第11(その4の1))を複数枚記載して添付する  
 注2 官公庁、地方公共団体、大学、研究機関等は、その名称を記入する  
 注3 BEV:電気自動車、PHEV:プラグインハイブリッド自動車、FCV:燃料電池自動車  
 注4 補助対象車両の区分における大型、中型、小型とは、大型車 車両総重量(GVW)12t超  
 中型車 車両総重量(GVW)7.5t超12t以下  
 小型車 車両総重量(GVW)2.5t超7.5t以下  
 注5 「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている車名、通称名、型式であること  
 注6 バッテリーサイズ等で基準額が異なる場合は記入する  
 注7 補助対象車両の登録日  
 注8 補助対象経費には車両の登録等にかかる諸経費、消費税、下取り金額は含まない  
 注9 基準額「事前登録された補助対象車両情報」に記載された基準額  
 注10 値引額については、購入する車両メーカー・販売店に確認し記載する。値引がない場合は0円と記載する。  
**（値引額とは、事前に登録された車両本体価格から補助対象経費を減じた額とする）**  
 注11 係数は次の通りとする 電気自動車:2/3、プラグインハイブリッド自動車:1/2、燃料電池自動車又は水素内燃燃機型自動車:3/4  
 注12 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする  
 ※ 車両本体価格が判別可能な請求書を添付すること